

令和8年度 奈良県議会委員会録音CD-R 反訳業務仕様書

1. 業務内容

奈良県議会の各委員会審議を録音したCD-R（MP3方式により録音）の反訳業務

2. 反訳料の計算

各委員会別に下表の反訳対象部分の休憩時間を除いた分単位（1分未満は切り捨てる）の会議時間を、表頭の区分（定例会及び初度委員会）ごとに合計する。合計した会議時間（1時間未満を除く）に契約した金額を乗じて得た額に、1時間未満の分数が30分以下のときは1時間単価の2分の1を、30分を超えるときは1時間単価を加えた額とする（1円未満は切り捨てる）。

ただし、予算審査特別委員会と決算審査特別委員会は、定例会ごとに別に合計し、上記の例により金額を算出する。

○各委員会のCD-R反訳対象部分等

		6月定例会	初度委員会	9月定例会	12月定例会	2月定例会
常任委員会	総務警察委員会	開会から 閉会まで	質疑応答 部分 から 閉会まで	開会から 閉会まで	開会から 閉会まで	開会から 閉会まで
	厚生委員会					
	経済労働委員会					
	建設委員会					
	文教くらし委員会					
特別委員会	未定（今後設置される可能性があります）	質疑応答 部分 から 閉会まで	開会から 閉会まで	質疑応答 部分 から 閉会まで	質疑応答 部分 から 閉会まで	質疑応答 部分 から 閉会まで
予算審査特別委員会				開会から 閉会まで		開会から 閉会まで
決算審査特別委員会				開会から 閉会まで		

- 注1 質疑応答部分とは、理事者説明部分終了後の質疑応答部分を指す。
- 注2 各委員会におけるCD-R反訳対象部分は、特に指示する場合以外、原則として上記のとおりとする。
- 注3 反訳料の計算においては、太枠で囲った範囲ごとに会議時間の合計を算出するものとする。
- 注4 委員会が開催されても、反訳対象時間が少ない場合などは、業務を依頼しないことがある。また、特別委員会については、現在設置されておらず、今後設置された場合、業務を依頼する。
- 注5 上記のほか、臨時会が開催される場合がある。

3. 提出物と提出期限

受注者（以下「乙」という。）は、別紙1「奈良県議会委員会録音CD-R反訳原稿作成要領」に基づき作成した原稿のファイルを、各委員会単位で、録音CD-R受領後14日以内（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含む。3月31日を超える場合は3月31日まで。）に、電子メールにより、奈良県議会事務局（以下「甲」という。）指定のメールアドレスに送信するものとする。

4. 年間予定時間、録音CD-R等

(1) 年間の会議時間は136時間程度を予定している。

内訳：常任委員会	年間53.5時間程度
特別委員会（設置された場合）	年間31.5時間程度
予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会	年間51.0時間程度

なお、委員会の開催日程は、各定例会の約1か月前に甲から連絡をする。

(2) 委員会議事の録音は甲が設置した機材により甲が行う。なお、録音CD-R及び関係資料は郵送等で委員会終了後3日以内（休日は含まず。）に、甲から送付する。

なお、録音CD-Rが不調の場合は、録音CD-Rの補助としてデジタル録音等の内容を送付することとする。

(3) 録音CD-Rや原稿等の受け渡しにかかる郵送料等は、発送者において負担する。

(4) 原稿等の作成は、乙の機材により行うこととし、これにかかる費用は乙の負担とする。

(5) 乙は、録音したCD-R、反訳原稿及び補助資料を適正に保管し、複写・貸出は行わないこと。

(6) 原稿の著作権は、奈良県議会が有するものとする。

5. 業務完了の確認

(1) 乙は、2による区分ごとの業務完了後に、別紙2の業務完了報告書を、甲に提出するものとする。また、事務局から送付した録音CD-R及び参考資料一式も返却するものとする。

(2) 甲による業務完了報告書の確認後、乙は、上記2により算出した金額により、請求書を提出するものとする。